

自転車
愉快だ
宇都宮
ITSU-GIMIYA

自転車のまち 宇都宮で 5月は自転車月間 自転車をもっと楽しもう!

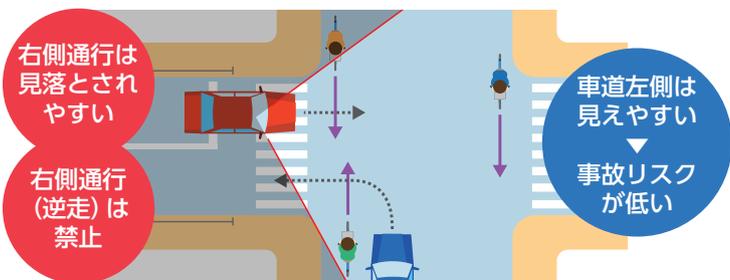
本市では、「自転車のまち宇都宮」として、安全な走行空間の整備などのさまざまな取り組みを進めています。
 中学・高校生の自転車事故は、新生活に慣れてきた5・6月が多くなっています。交通ルールやマナーを再確認して、安全に楽しく自転車を利用しましょう。

自転車の交通ルールを確認しよう ☎生活安心課 ☎(632) 2264

自転車は、車道の左側を通行しよう 原則、歩道走行は禁止

- ▼車のドライバーから見えるように車道の左側を走りましょう。
- ▼歩道を走る自転車は車から見えにくく、交差点で事故が起きる可能性が高くなります。

- ▼車道を走るべき自転車が歩行者と事故を起こした場合は、自転車側の責任が重く問われます。



＼自転車が歩道を通行できる例外／

- ▼自転車の歩道通行可の標識がある。
- ▼自転車の運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人。
- ▼車道を安全に通行できないなどやむを得ない場合。

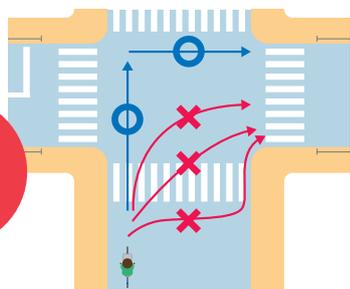


▲自転車の歩道通行可の標識

自転車走行のルールを確認しよう

- ▼二段階右折をしましょう。

一気に右折しない!



- ▼夜間はライトを点灯し、自分の存在を周りに知らせましょう。
- ▼原則、並進・2人乗りはやめましょう。
- ▼携帯電話・イヤホンの使用は禁止です。
- ▼飲酒運転や傘差し運転は禁止です。



自転車走行空間を走ろう ☎1014228 ☎道路建設課 ☎(632) 5322

- ▼自転車専用通行帯 **整備延長 全国 1位** 👑
 車道のうち、自転車での通行専用の部分です。道路交通法に基づき、この道路では、自転車は通行帯の上を走らなくてはなりません。
 自動車などは、道路外に出る、左折する、道路端に寄る場合などを除き、この通行帯を通行することはできません。

- ▼矢羽根型路面表示
 矢羽根の形を路面に表示して、自転車の通行位置や通行方向を示したものです。他の車両が当該部分を走行することを禁止したものではありませんが、自転車の安全を確保するために設けています。自動車などを運転する人は自転車の通行・走行を妨げないようにしてください。



▲自転車専用通行帯



▲矢羽根型路面表示

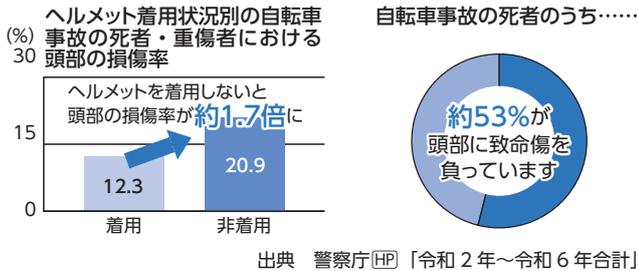


ヘルメットを着用しましょう

令和5年4月1日から、道路交通法の改正により、すべての自転車利用者のヘルメット着用は努力義務となっています。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。自転車に乗るときはヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。

ヘルメットの非着用はこんなに危険！



ヘルメットを持って、自転車ヘルメット応援店に行こう

ID 1003482

▼協力店（一部抜粋）

店舗名	ヘルメット着用者へのサービス※
道の駅うつのみや るまんちっく村 (新里町)	▼ソフトクリーム50円引き ▼アグリスパ・湯処めぐり利用料金10%引き
来らっせ本店 (馬場通り2丁目)	▼餃子を購入の人へソフトドリンク1杯無料
コジマ×ビックカメラ 宇都宮本店 (今泉町)	▼自転車コーナーで、オリジナルグッズプレゼント

※ サービスの内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

▼その他 詳しくは、「自転車ヘルメット応援店」と検索するか、市(HP)をご覧ください。



▲ 市(HP)



交通ルールの変更内容を確認しよう

■自転車のながら運転、酒気帯び運転が厳罰化 (令和6年11月1日施行)

1 自転車の運転中における携帯電話使用など（いわゆる「ながら運転」）

- ▼主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金。
- ▼上記以外で、手で携帯電話などを保持して、通話や表示された画像を注視した場合は、6月以下の懲役または10万円以下の罰金。

2 自転車の酒気帯び運転など

- ▼酒気帯び運転 血液1mlにつき0.3mg以上または呼気1lにつき0.15mg以上のアルコールを身体に保有する状態で運転する行為は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金。
- ▼自転車の酒気帯び運転のほう助（手助け） 車両の提供は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金、酒類提供者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金。

■令和8年5月までに自転車の違反に交通反則通告制度（反則金制度）が導入

交通反則通告制度（反則金制度）とは、比較的軽微な交通違反に交通反則切符（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば刑事罰を科されない制度です。

自動車や原動機付き自転車（電動キックボードなどを含む）の違反に適用されています。

16歳以上を対象に、信号無視や指定場所一時不停止等通行区分違反など115種類程度の違反行為（反則行為）に対し、交通反則切符（青切符）による取り締まりが行われます。



自転車保険に加入しよう

問 生活安心課 ☎ (632) 2264

「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務となっています。自転車乗車中、歩

行者や自転車に衝突してけがなどを負わせてしまった場合に、被害者の救済ができるよう、自転車保険に加入しましょう。

- ①TSマーク付帯保険に加入している。
- ②宇都宮市PTA連合会保障制度(こども総合保険)に加入している。
- ③自転車向けの損害補償保険に加入している。
- ④加入する損害保険に「個人賠償責任特約」が付帯している。

■損害保険の例

- ▼自動車保険 ▼火災保険 ▼傷害保険など

はい

いずれかに当てはまれば、

**自転車保険に
加入しています**

※ 補償内容については、各保険会社へご確認ください。

宇都宮を自転車で走ろう

〒道路建設課 ☎(632)5322



自転車で出掛ける前に確認をしよう！

☑ ヘルメットを着用する

▼顎ひもはしっかり締めましょう。

☑ タイヤの空気圧を確認

▼空気圧が弱いとパンクの原因になります。

▼タイヤを指で挟んでもへこまないよう、空気を入れましょう。

☑ ブレーキの状態を確認

▼前後のブレーキの効き具合を確認しましょう。

☑ ライトの点検

▼ライトの点灯と明るさを確認しましょう。

☑ 鍵の確認

▼鍵が壊れていないかを確認しましょう。



サイクリングロード ID 1026533 ID 1006127

広域的に連続した快適な自転車走行環境を創出し、スポーツ・観光などの新たな魅力づくりに向け、サイクリングロードの整備を推進しています。

▼田川サイクリングロード



御田長島町から下金井町まで、全長約21.3km・片道約1時間25分の田川沿いのコースです。今後も引き続き、下金井町以北の延伸整備を進めていきます。

▼山田川サイクリングロード



岩岩町から中里町へ続く、全長約11.2km・片道約45分のコースです。自然豊かで、サイクリングの他にも、ランニングや散歩を楽しむことができます。

▼鬼怒川サイクリングロード



道場宿緑地付近をスタートし、柳田大橋から鬼怒橋を經由して鬼怒川を周回できるコースです。1周約8kmの周回ルートでは、鬼怒川の四季折々の自然が体感できます。



自転車の駅 ID 1006132 問 スポーツ戦略室 ☎(632)2460

中・長距離のサイクリングや日常的な自転車利用者が、気軽に利用できるよう、公共施設の他、市内の観光施設や民間施設（コンビニエンスストアなど）など約70カ所にスポーツバイク用の駐輪ラックや空気入れポンプなどを配備した休憩スポット「自転車の駅」を設置しています。



サイクル・アンド・ライド用駐輪場 ID 1014230

自転車に乗ってライトラインの停留場やバス停留所まで行き、公共交通に乗り換える「サイクル・アンド・ライド」を推進するため、駐輪場を整備しています。



▲バス停留所付近の駐輪場



▲ライトライン停留場付近の駐輪場



自転車マップ ID 1006131

宇都宮ブリッツェンが監修を務めたルートなど、魅力的なサイクリングルートに掲載した、ポケットに入るサイズの便利なマップです。

道路建設課（市役所8階）や宮サイクルステーション（川向町）、観光案内所（川向町）、市営駐輪場で配布している他、市庁でもご覧になれます。

詳しくは
こちら



▲市庁

▼市内版



▼広域版

